

令和8年6月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	報告第 2 号	令和7年度高槻市一般会計継続費繰り越し状況報告について	高槻城公園整備事業（北エリア） 540,602,380円 小学校エレベーター設置事業 142,199,900円
2	報告第 3 号	令和7年度高槻市一般会計繰越明許費繰り越し状況報告について	防災設備等充実事業ほか19事業 7,912,797,000円 (4、5ページ参照)
3	報告第 4 号	令和7年度高槻市介護保険特別会計繰越明許費繰り越し状況報告について	介護保険一般事務事業 113,479,000円 (5ページ参照)
4	報告第 5 号	令和7年度高槻市下水道等事業会計予算の繰り越し状況報告について	下水道建設事業 749,000,000円
5	報告第 6 号	令和7年度高槻市水道事業会計予算の繰り越し状況報告について	改良事業 1,877,153,100円
6	議案第 49 号	ごみ処理施設第二・第三工場定期検査修理工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 484,000,000円 < 契 約 先 > 川崎重工業株式会社 関西支社 < 工 事 内 容 > 定期検査修理工事（廃棄物処理法等に基づく法定点検） < 工 期 > 議決日から令和9年3月31日まで
7	議案第 50 号	JR高槻駅北地区上屋ほか整備工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 436,700,000円 < 契 約 先 > 大伸開発株式会社 < 工 事 内 容 > 鉄骨造 膜屋根 総延長133m 通路屋根A、B、C 土木一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式 付帯工一式、配管工一式、舗装工一式、構造物撤去工一式 仮設工一式 < 工 期 > 議決日から令和9年3月15日まで
8	議案第 51 号	高槻市立如是小学校校舎改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 214,390,000円 < 契 約 先 > 株式会社マニエラ < 工 事 内 容 > 北棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積3,314㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 1,101㎡ 内部改修工事（普通教室、下足室、廊下） 床面積1,663㎡ LED照明改修 < 工 期 > 議決日から令和9年3月5日まで

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
9	議案第 52 号	高槻市立第四中学校校舎改修工事請負契約締結について	<p>< 契 約 金 額 > 151,250,000円</p> <p>< 契 約 先 > 株式会社ハック</p> <p>< 工 事 内 容 > 中棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積3,052㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 566㎡ 内部改修工事(普通教室、廊下) 床面積1,442㎡ LED照明改修</p> <p>< 工 期 > 議決日から令和9年3月5日まで</p>
10	議案第 53 号	高槻市立若松小学校校舎改修工事請負契約締結について	<p>< 契 約 金 額 > 143,550,000円</p> <p>< 契 約 先 > 株式会社ハック</p> <p>< 工 事 内 容 > 南棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積2,218㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 473㎡ 内部改修工事(普通教室、廊下) 床面積816㎡ LED照明改修</p> <p>< 工 期 > 議決日から令和9年3月5日まで</p>
11	議案第 54 号	防災行政無線操作卓一式購入契約締結について	<p>< 契 約 金 額 > 62,700,000円</p> <p>< 契 約 先 > 株式会社国際電気 関西支店</p> <p>< 契 約 概 要 > 防災行政無線操作卓一式</p> <p>< 納 期 > 令和9年3月31日まで</p>
12	議案第 55 号	パソコン等購入契約締結について	<p>< 契 約 金 額 > 59,378,000円</p> <p>< 契 約 先 > 株式会社大塚商会 LA関西営業部</p> <p>< 契 約 概 要 > ノート型パソコン及びモニター300台、ソフトウェア一式</p> <p>< 納 期 > 令和9年3月19日まで</p>

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容									
13	議案第 56 号	高槻市立小学校普通教室教材提示装置 (電子黒板等) 購入契約締結について	< 契 約 金 額 > 141,590,064円 < 契 約 先 > S k y株式会社 < 契 約 概 要 > 電子黒板(75インチ以上) 562台 電子黒板(86インチ以上) 2台 < 納 期 > 令和8年12月28日まで									
14	議案第 57 号	高槻市立中学校教職員等端末機器購入契 約締結について	< 契 約 金 額 > 58,040,730円 < 契 約 先 > S k y株式会社 < 契 約 概 要 > ノート型パソコン及びモニター230台、ソフトウェア一式 < 納 期 > 令和8年12月28日まで									
15	議案第 58 号	高槻市市税条例中一部改正について	< 令和8年6月市議会提出予定条例議案概要のとおり > (6、7ページ参照)									
16	議案第 59 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務 の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業 団規約の変更について	< 変 更 の 要 旨 > 大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真 市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するも の。									
17	議案第 60 号	令和8年度高槻市一般会計補正予算(第 2号)	< 補 正 額 > 23,365千円 < 補正後の総額 > 152,516,326千円 (8ページ参照)									
18	議案第 61 号	令和8年度高槻市財産区会計補正予算 (第1号)	< 補 正 額 > 0千円 < 補正後の総額 > 4,509,927千円 (8ページ参照)									
19	議案第 62 号	令和8年度高槻市水道事業会計補正予算 (第2号)	<table border="0"> <tr> <td>< 項 目 ></td> <td>< 補 正 額 ></td> <td>< 補正後の総額 ></td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>6,500千円</td> <td>217,926千円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>5,959千円</td> <td>1,816,253千円</td> </tr> </table> (8ページ参照)	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >	資本的収入	6,500千円	217,926千円	資本的支出	5,959千円	1,816,253千円
< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >										
資本的収入	6,500千円	217,926千円										
資本的支出	5,959千円	1,816,253千円										
※ その他 1 市長の専決処分事項の指定(条例の改正)に係る報告について 2 市長の専決処分事項の指定(損害賠償額の決定等)に係る報告について												

令和7年度一般会計繰越明許費 事業別明細

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
1	危機管理本部 危機管理室	防災設備等充実事業	34,821 千円	大阪府防災行政無線設備の整備について、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したものの。また、災害用マンホールトイレについて、国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したものの。
2	歴史にぎわい部 歴史文化財室	芥川城跡整備事業	2,035 千円	用地取得に係る境界確定に時間を要し、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したものの。
3	総務部 市民課	住民基本台帳事務事業	22,939 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したものの。
4	健康福祉部 長寿介護課	高齢者福祉施設整備等補助事業	211,963 千円	補助対象事業者が、入札不落等により当初計画と比べて着工に遅れが生じ、年度内に完了できなかったため、繰越したものの。
5	健康福祉部 長寿介護課	グラウンド・ゴルフ場整備事業	342,475 千円	五領受水場浄水処理施設解体工事費用の支払時期の関係から、繰越したものの。
6	健康福祉部 生活福祉総務課	中国残留邦人等自立支援事業	1,520 千円	事業の性質上、最高裁判決への対応を踏まえた支援給付費の追加給付が4月以降になる事業費について、繰越したものの。
7	子ども未来部 子ども政策課	物価高対応子育て応援手当給付事業	163,385 千円	事業の性質上、給付金の支給が4月以降になる事業費について、繰越したものの。
8	子ども未来部 保育幼稚園総務課	認定こども園整備事業	117,907 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したものの。
9	健康福祉部 生活福祉総務課	生活保護総務管理事業	103,311 千円	事業の性質上、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付が4月以降になる事業費について、繰越したものの。
10	健康福祉部 生活福祉総務課	生活保護扶助事業	615,387 千円	事業の性質上、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付が4月以降になる事業費について、繰越したものの。
11	歴史にぎわい部 産業振興課	プレミアム付商品券事業	4,092,985 千円	事業の性質上、年度内に完了できなかったため、繰越したものの。
12	都市創造部 公園課	公園整備事業	59,700 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したものの。

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
13	教育委員会 保健給食課	保健給食課一般管理事業	46,013 千円	就学システムの標準準拠システムへの移行時期延期に伴い、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
14	教育委員会 教職員課	教職員指導事業	9,456 千円	就学システムの標準準拠システムへの移行時期延期に伴い、校務支援システムの連携対応について、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
15	教育委員会 学校安全課	小学校校舎改修事業	913,900 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
16	教育委員会 学校安全課	小学校エレベーター設置事業	11,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
17	教育委員会 学校安全課	小学校トイレ整備事業	305,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
18	教育委員会 学校安全課	中学校校舎改修事業	276,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
19	教育委員会 学校安全課	中学校エレベーター設置事業	50,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
20	教育委員会 学校安全課	中学校トイレ整備事業	533,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
合計			7,912,797 千円	

令和7年度介護保険特別会計繰越明許費 事業別明細

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
1	健康福祉部 長寿介護課	介護保険一般事務事業	113,479 千円	介護保険システムの標準準拠システムへの移行時期延期に伴い、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
合計			113,479 千円	

令和8年6月市議会提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考												
58	高槻市市税条例中一部改正について	<p>令和8年3月31日付け「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）」による地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり改正（同日付けの専決処分により改正を行った事項以外のものに限る。）を行う。</p> <p>1 個人市民税関係</p> <p>(1) 公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出しなければならないこととする。（第27条の3関係）</p> <p>(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限が租税特別措置法に規定する期間内とされたため、本条例で定める特例の適用期限（現行：令和9年度）に係る規定を削除する。（附則第15条関係）</p> <p>(3) 住宅借入金特別税額控除の適用期限を令和25年度（現行：令和20年度）まで延長する。（附則第16条の2関係）</p> <p>(4) 譲渡した土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を適用しないこととする。（附則第35条関係）</p> <p>(5) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により申告を通じて所得割を課することとする。（附則第38条の3関係）</p> <p>(6) その他地方税法等の改正に伴い、所要の規定整備を行う。</p> <p>2 固定資産税・都市計画税関係</p> <p>(1) 固定資産税に係る免税点について、次のとおり見直す。（第65条関係）</p> <table border="1" data-bbox="660 1198 1621 1361"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改 正 後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>現行どおり</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>300,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,800,000円</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改 正 後	現 行	土 地	現行どおり	300,000円	家 屋	300,000円	200,000円	償却資産	1,800,000円	1,500,000円	<p>公布の日から施行する。ただし、1(1)、(2)及び(3)は令和9年1月1日から、2(1)は同年4月1日から、1(4)は令和10年1月1日から、1(5)は地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる改正規定の施行の日から施行する。</p>
区 分	改 正 後	現 行													
土 地	現行どおり	300,000円													
家 屋	300,000円	200,000円													
償却資産	1,800,000円	1,500,000円													

- | | | |
|--|---|--|
| | <p>(2) 再生可能エネルギー発電設備のうち、一定の太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定めるに当たって参酌すべき特例割合の範囲が改められたため、改正後の当該範囲を参酌し、当該割合を2分の1（現行：出力1,000kW以上のものにあつては4分の3、出力1,000kW未満のものにあつては3分の2）とする。（附則第19条の2関係）</p> <p>(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物である家屋のうち、政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修を行ったものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の割合について、条例で定めるに当たって参酌すべき地方税法上の範囲を参酌し、当該割合を3分の1とする。（附則第19条の2関係）</p> | |
|--|---|--|

令和8年度6月補正予算主要内容

種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容
一 般 会 計 歳 出			
総合政策部	秘書事務	1,621	判決確定に伴う弁護士報酬
	財産管理事務	1,354	判決確定に伴う弁護士報酬
健康福祉部	障がい者福祉管理	8,423	医療費助成（自立支援医療等）のオンライン資格確認導入に係る障がい者福祉システムの改修
子ども未来部	保健衛生総務管理	5,808	医療費助成（小児慢性特定疾病等）のオンライン資格確認導入に係る健康管理システムの改修
都市創造部	富寿栄住宅建替	6,500	富寿栄住宅地下駐車場解体工事に伴う地下埋設配水管撤去に係る補償金
一 般 会 計 入 歳	国庫支出金	10,365	地域診療情報連携推進費補助金 7,115 社会資本整備総合交付金 3,250
	繰入金	13,000	財政調整基金
財 産 区 計 会	(歳出) 報償費	2,161	判決確定に伴う弁護士報酬
水 道 事 業 計 会	資本的収入	6,500	一般会計からの工事負担金
	資本的支出	5,959	地下埋設配水管撤去工事